

特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

目的

- ①紙ベースで管理していた利用者情報及び日常の相談や指導の記録について、電子システムの導入により一元的な管理を行い、教育・福祉の関係機関が連携した体制の整備を図る。
- ②発達に課題のある子どもについて、就学前期から学齢期への移行時に円滑な引継ぎができる仕組みの整備を図る。



成果

- ①電子システムを活用し、就学前期の児童を対象とする発達センターと学齢期段階の児童生徒を対象とする教育センターとの情報共有が実現した。これにより、利用者情報の一元管理、データ保存が可能となり、利用者情報管理の簡素化や、発達センターから教育センターへ支援を引き継ぐ際の保護者の負担軽減を実現した。
- ②切れ目ない支援体制整備に関し、関係部局間での会議を定期的に行うこととなった。

事業内容

- ①令和元年度に「児童発達支援システム」を導入し、こども発達センターと教育センターを電子システムで繋ぐことにより、保護者の同意の下で情報共有が可能な体制を構築した。
- ②発達センターの支援状況や、「個別の教育支援計画」等資料について、教育センターでの支援においても活用することが可能となった。

